

防府市消防団員の任用に関する要綱

平成16年8月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市消防団員の任用に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 採用とは、現に消防団員（以下「団員」という。）でない者を新たに団員に任命することをいう。
- (2) 昇任とは、団員を現に有する階級より上位の階級に任命することをいう。

(発令の時期)

第3条 発令は、次の各号による。

- (1) 団員の任命は、原則として任命しようとする月の初めに行う。
- (2) 団員の解任は、原則として解任しようとする月の末日に行う。

(任用の方法)

第4条 団員の職及び階級に欠員を生じた場合においては、採用又は昇任の方法により市長の承認を得て団長が任命するものとする。

- 2 前項の昇任は、入団歴、階級等を考慮し、防府市消防団の組織に関する規則（昭和37年防府市規則第64号）別表第二に定める定員の配分の範囲において任命するものとする。
- 3 団員の採用は、公募又は推薦により随時行うものとし、入団希望者に防府市消防団運営規程に定める入団申込書（第1号様式）を提出させ、防府市消防団員の定員及び任命に関する条例（昭和40年防府市条例第43号）第4条各号の該当の有無及び消防団員としての適格性の有無を面接又は書類審査で判断し市長の承認を得て任命するものとする。

(募集の方法)

第5条 団員の募集は、市の広報誌等に次の各号に掲げる事項を掲載して行うものとする。

- (1) 入団資格
- (2) 活動内容
- (3) 入団後の待遇
- (4) その他入団に関する必要な事項

(採用審査委員会)

第6条 団員の採用に当たり必要な事務を行うため、その都度、採用審査委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、団長とし、委員は、委員長が団本部員等の中から任免する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 採用審査の実施に関すること。
 - (2) 採用審査の結果に基づき、合格者を決定し、市長に報告すること。
 - (3) その他採用審査について、委員長が必要と認める事項。

- 6 委員会の庶務は、消防総務課において行う。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

入 団 申 込 書

申込日 年 月 日 防府市消防団長 様 ふりがな 氏 名 私は、防府市消防団員採用の選考を受けたいので、申し込みます。			
生年月日	年 月 日生（ 歳）		
現住所	〒 —		
連絡先	自宅電話		
	携帯電話		
	E-mail		
職 業	勤務先		
	所在地	〒 —	
	電話番号		
	職業構成	1. 国家公務員 2. 地方公務員（県・市） 3. 特殊法人等公務員に準ずる職員 4. 農協職員 5. 日本郵政グループ 6. その他	
	職業業種	1. 農林水産業 2. 建設業 3. 製造業 4. 卸売・小売・飲食業 5. 金融・保険業 6. 不動産業 7. 運輸・輸送業 8. 電気・ガス等供給事業 9. サービス業 10. 公務員 11. その他	
	職業形態	1. 被雇用者 2. 自営業者 3. 家族従事者 4. 学生 5. その他	
	勤務形態	1. 日勤 2. 二交代制 3. 三交代制 4. その他	
	雇用形態	1. 正規 2. 派遣 3. パート 4. その他	
	休日形態	1. 平日 2. 土 3. 日 4. 祝日 5. 不定	
職業歴	勤務先		在職期間
			年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日
消防関係履歴	機関名	階級	在職期間
			年 月 日～ 年 月 日
			年 月 日～ 年 月 日
最終学歴	学校名		卒業年月日

(裏)

賞罰				
免許・資格	種別	取得年月日		備考
	自動車運転免許	年 月 日		普通・準中型・中型・大型 (t 未満) (MT・AT限定)
健康状態	良好 ・ 不良 (内容：)			
家族構成	続柄	氏名	同居・別居の別	家族団員の場合「○」を記入
入団希望理由	1. 地域貢献のため 2. 消防団への憧れ 3. 消防職員の勧誘 4. 消防団員の勧誘 5. 友人、知人、家族のすすめ 6. 職場のすすめ 6. ホームページ 7. 市政だより 8. その他 ()			
【住宅付近の見取り図】				